

令和2年5月20日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和2年5月20日付託分)

総 務 局

目 次

| | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要 | 1 |

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

令和2年3月30日に地方自治法第179条に基づき専決処分を行った神奈川県県税条例の一部を改正する条例について、法人事業税の税率の特例に関する規定に誤りがあり、過大に申告納付される状態となっていることから、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

電気供給業のうち発電・小売事業を行う資本金1億円以下の法人に係る法人事業税の所得割の超過税率について、「100分の1.9795」を「100分の1.9425」とするとともに、不均一課税に関する規定について所要の改正を行う。（附則第15項及び第20項関係）

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人事業税について適用する。